

資 料

(關係法令、規約等)



## 8 資 料（関係法令、規約等）

### （1）日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

〔昭和35年6月23日 条約第6号〕

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よって、次のとおり協定する。

#### 第1条〔関係国際紛争の平和的解決等〕

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と共同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

#### 第2条〔国際協力及び経済的協力〕

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策における食い違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

#### 第3条〔防衛力の増強〕

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

#### 第4条〔協議〕

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

#### 第5条〔防衛〕

各締約国は、日本国の施政下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

#### 第6条〔合衆国軍隊に対する施設及び区域の提供〕

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

#### 第7条〔国際連合憲章に基づく権利義務との関係〕

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

#### 第8条〔批准〕

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続きに従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日〔昭和35年6月23日〕に効力を生ずる。

#### 第9条〔旧条約の失効〕

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

#### 第10条〔有効期間〕

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もっとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信 介

藤 山 愛一郎

石 井 光次郎

足 立 正

朝 海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャ・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パースンズ

## (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

—地位協定—

発効 昭和35年6月23日

### 第1条

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
  - (1) 配偶者及び21歳未満の子
  - (2) 父、母及び21歳以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

### 第2条

1. (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。  
(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
2. 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
3. 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的として絶えず検討することに同意する。
4. (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。  
(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

### 第3条

1. 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
2. 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
3. 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

### 第4条

1. 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代わりに日本国に補償する義務を負わない。
2. 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償する義務も負わない。
3. 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行う建設には適用しない。

### 第5条

1. 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
2. 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
3. 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

### 第6条

1. すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものと

し、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続き及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によって定める。

2. 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

#### 第7条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

#### 第8条

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

#### 第9条

1. この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
2. 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
3. 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。
  - (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
  - (b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。
4. 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たって又は日本国にある間のその身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。
5. 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、

その者が日本国から退去することを日本国の当局によって要求された時は、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

6. 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出国を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出国することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

#### 第10条

1. 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
2. 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
3. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

#### 第11条

1. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
2. 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
3. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
  - (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回品
  - (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
  - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの



4. 2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。
5. 税関検査は、次のものの場合には行わないものとする。
  - (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
  - (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
  - (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物
6. 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。
7. 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
8. 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従って合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。
9.
  - (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
  - (b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によって又はこれに代わって行われる差し押さえを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
  - (c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
  - (d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押さえたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

## 第12条

1. 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行われるべき工事のため、供給者又は工事を行う者の選択に関して制限を受けないで契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。
2. 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。
3. 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
  - (a) 物品税
  - (b) 通行税
  - (c) 揮発油税

(d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によって調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続きについて合意するものとする。

4. 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第 15 条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。
5. 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
6. 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第 15 条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなった場合には、次の手続きが適用される。
  - (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。
  - (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後 7 日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならず、暫定的にその労働者を就労させないことができる。
  - (c) 前記の通告が行われたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。
  - (d) (c) の規定に基づく協議の開始の日から 30 日の期間内にそのような解決に到達しなかったときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。
7. 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。
8. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。
9. 3 に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第 13 条

1. 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。
2. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第 15 条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府

又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによって日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行うため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

#### 第14条

1. 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。
2. 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行われるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行われるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

  - (a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わったとき。
  - (b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。
  - (c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行っているとき。
3. 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。
  - (a) 第5条2に定める出入及び移動の権利
  - (b) 第9条の規定による日本国への入国
  - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第11条3に定める関税その他の課徴金の免除
  - (d) 合衆国政府により認められたときは、第15条に定める諸機関の役務を利用する権利
  - (e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第19条2に定めるもの
  - (f) 合衆国政府により認められたときは、第20条に定めるところにより軍票を使用する権利
  - (g) 第21条に定める郵便施設の利用
  - (h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外
4. 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。

5. 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。
6. 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行うため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。
7. 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前期の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
8. 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があったときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

#### 第15条

1. (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。  
(b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。
2. これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1(b)に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
3. これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
4. この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を

提供するものとする。

#### 第16条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

#### 第17条

1. この条の規定に従うことを条件として、
  - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
  - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。
2.
  - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
  - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
  - (c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
    - (i) 当該国に対する反逆
    - (ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
3. 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
  - (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
    - (i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
    - (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
  - (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
  - (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
4. 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りではない。
5.
  - (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引き渡しについて、相互に援助しなければならない。
  - (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれら

の家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

- (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。
6. (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引き渡しは、引き渡しを行う当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができる。
- (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
7. (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
8. 被告人がこの条の規定に従って日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
9. 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
  - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
  - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
  - (d) 証人が日本国の管轄内にあるとき、自己のために強制的手続きにより証人を求める権利
  - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行われている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
  - (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
  - (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利
10. (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行う権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

- 1 1. 相互協力及び安全保障条約第5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもって直ちに協議しなければならない。
- 1 2. この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。

#### 第18条

1. 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
  - (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
  - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助について的一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。
2.
  - (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
  - (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
  - (c) 仲裁人が行った裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
  - (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii)及び(iii)の規定に従って分担される。
  - (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
  - (f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても1400合衆国ドル又は50万4000円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
3. 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。
4. 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

5. 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。

(a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行う。

(c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。

(d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e) (i) 及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。

(e) (a) から(d) まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。

(i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。

(ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。

(iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行わなければならない。

(f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続きに服さない。

(g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

6. 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。

(a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考



慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。

(b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払いを申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰謝料の支払の申し出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。

(d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行われたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

7. 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。

8. 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。

9. (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。

(b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行うべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押さえて日本国の当局に引き渡さなければならない。

(c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

10. 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。

11. この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。

12. 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。

13. この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第18条の規定によって処理する。

## 第19条

1. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。

2. 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員

及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。

3. 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

## 第20条

1. (a) ドルをもって表示される合衆国軍票は、合衆国によって認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のみ使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。  
(b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。
2. 軍票の管理を行うため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第19条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行うことを許される。

## 第21条

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

## 第22条

合衆国は、日本国に在留する適格な合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行うものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

## 第23条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

## 第24条

1. 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国

が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2. 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行うことが合意される。
3. この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行うことが合意される。

#### 第25条

1. この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行う。
2. 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
3. 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

#### 第26条

1. この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続きに従って承認されなければならないが、その承認を通知する公文が交換されるものとする。
2. この協定は、1に定める手続きが完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日（昭和35年6月23日）に効力を生じ、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。
3. この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

#### 第27条

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

#### 第28条

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によって終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信 介

藤 山 愛一郎

石 井 光次郎

足 立 正

朝 海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パーソンズ

### (3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

発令 昭 和 27 年 4 月 28 日 号 外 法 律 第 119 号

最終改正：平成21年3月31日号外法律第9号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定〔昭和三五年六月条約第七号〕（以下「協定」という。）を実施するため、地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

4 この法律において「合衆国軍隊の構成員等」とは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族をいう。

5 この法律において「契約者」とは、協定第十四条第一項に規定する人及び被用者をいう。

6 この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。

(地方税法の特例)

第三条 地方団体は、地方税法の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる土地、家屋、物件、所得、行為及び事業等については、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる地方税を課してはならない。

契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う事業	契約者	事業税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するためにのみ行う事業	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	合衆国軍隊	不動産取得税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等	
軍人用販売機関等で地方税法第七十五条のゴルフ場のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものの利用	利用者	ゴルフ場利用税

合衆国軍隊の所有する自動車税の課税客体である自動車(以下「自動車」という。)並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)	合衆国軍隊	自動車税及び軽自動車税
合衆国軍隊の構成員等で左に掲げる所得以外の所得を有しないもの 一 合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用に因り受ける所得 二 合衆国軍隊の構成員等として一時的に日本国に滞在するためのみ日本国において有する資産(不動産及び不動産の上に存する権利並びに投資又は事業を行うために有する資産を含まない。)を他のこれらの者に譲渡し、贈与し、又は遺贈した場合において、当該譲渡、贈与又は遺贈に因り生ずる所得	合衆国軍隊の構成員等	道府県民税及び市町村民税
契約者で合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて受ける所得以外の所得を有しないもの	契約者	
合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産	合衆国軍隊	固定資産税及び都市計画税
契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約の履行のためにのみ所有する償却資産で、合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるもの	契約者	
軍人用販売機関等が所有する固定資産で合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に所在するもの	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得	合衆国軍隊	特別土地保有税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において所有する土地又はその取得	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転	合衆国軍隊	法定外普通税及び法定外目的税
合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用により受ける所得	合衆国軍隊の構成員等	
合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時的に日本国に居住するためにのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産(投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。)又はこれらの者相互の間における当該動産の移転		

契約者が契約者として一時的に日本国に居住するためののみ日本国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。）又は当該動産の契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等若しくは軍人用販売機関等への移転で、合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるもの	契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等又は軍人用販売機関等	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊が日本国においてする自動車の取得	合衆国軍隊	自動車取得税
合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取り（地方税法第百四十四条の二第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。）	合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関	軽油引取税
契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営（軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。）のみの事業をするために消費する軽油の引取り（地方税法第百四十四条の二第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。）	契約者	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員及び契約者の利用に供するためにのみ事務所又は事業所において行う事業	軍人用販売機関等	事業所税

（自動車税及び軽自動車税の徴収の方法等）

第四条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税又はこれらのものの所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の徴収については、地方税法第百五十一条又は第四百四十六条の規定にかかわらず、地方団体の条例で定めるところによつて、証紙徴収の方法によらなければならない。

2 合衆国軍隊の所有する自動車又は軽自動車等のうち、もつぱら合衆国軍隊以外のものが使用するものについては、前条の規定にかかわらず、その使用者に対して、自動車税又は軽自動車税を課する。但し、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

（証明の様式）

第五条 第三条の表に規定する合衆国軍隊、その権限のある機関又はその公認調達機関の証明の様式は、総務省令で定める。

附 則

この法律は、安全保障条約の効力発生の日〔昭和二七年四月二八日〕から施行する。

以下、附則省略

## (4) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

発令　　：昭和49年6月27日法律第101号  
最終改正：平成26年6月13日号外法律第69号

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備（第三条—第十二条）
- 第三章 損失の補償（第十三条—第十八条）
- 第四章 雑則（第十九条・第二十条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約〔昭和三五年六月条約第六号〕に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定〔昭和三五年六月条約第七号〕第二条第一項の施設及び区域をいう。

### 第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

#### （障害防止工事の助成）

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校



二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所

三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの  
（住宅の防音工事の助成）

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

（緑地帯の整備等）

第六条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第二項の規定により買い入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

（買い入れた土地の無償使用）

第七条 国は、第五条第二項の規定により買い入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（民生安定施設の助成）

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- 一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- 二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- 三 港湾
- 四 その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第十条 国は、第三条の工事を行う者又は第八条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第十一条 国は、第三条の工事、第八条の措置又は第九条第二項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第十二条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

### 第三章 損失の補償

(損失の補償)

第十三条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- 一 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- 二 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- 三 その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第十四条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において

同じ。)を經由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を經由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第十六条 国は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第十七条 第十五条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第十八条 第十四条第三項の規定による決定に不服がある者は、第十五条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

#### 第四章 雑則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第十九条 第三条第二項及び第四条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第十三条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第二十条 第十四条の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務(同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

以下、附則省略

## (5) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令

発令 　　：昭和49年6月27日政令第228号

最終改正：平成27年9月30日号外政令第352号

(障害の原因となる自衛隊等の行為)

第一条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- 二 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- 三 法第二条第二項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- 四 電波のひん繁な発射

(障害防止工事の補助の割合)

第二条 法第三条第一項の規定による補助の割合は、十分の十とする。ただし、障害の発生が法第二条第一項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第三条第一項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事の対象となる施設)

第三条 法第三条第一項第五号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 鉄道
- 二 テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設  
(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

第四条 法第三条第二項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

(著しい音響の基準)

第五条 法第三条第二項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

(防音工事の補助の割合)

第六条 第二条の規定は、法第三条第二項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第二条第一項ただし書中「行為」とあるのは、「行為（法第十九条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。）」と読み替えるものとする。

(防音工事の対象となる施設)

第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校
- 二 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項に規定する保健所
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同

法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設

六 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター

七 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康センター

八 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校

九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

十 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第十二条の表十三の項において「幼保連携型認定こども園」という。）

（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定）

第八条 法第四条の規定による第一種区域の指定、法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び法第六条第一項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

（移転等の補償の対象とする物件）

第九条 法第五条第一項の規定による補償は、同項に規定する第二種区域のうち法第六条第一項に規定する第三種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件（建物を除く。）にあつては、建物と一体として利用されているものに限り、行うことができる。

（買入れの対象とする土地）

第十条 法第五条第二項の規定による買入れは、同条第一項に規定する第二種区域のうち法第六条第一項に規定する第三種区域以外の区域に所在する土地にあつては、次のいずれかに該当するものに限り、行うことができる。

一 宅地（法第五条第一項の規定による指定の際（法附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域に所在する土地にあつては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十五号。以下「旧法」という。）第五条第一項の規定により当該区域が指定された際）宅地であるものに限る。）

二 法第五条第一項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転

又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

（土地の無償使用に係る施設）

第十一条 法第七条第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 花壇
- 二 種苗を育成するための施設
- 三 駐車場
- 四 消防その他の防災に関する施設
- 五 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設  
（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）

第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
一	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	十分の八
二	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	十分の八
三	児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設	十分の七・五
四	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第三号に規定する看護師養成所又は同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所	十分の七・五
五	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	十分の七・五
六	老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム又は同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム	十分の七・五
七	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防施設	三分の二

八	公園、緑地その他の公共空地	三分の二
九	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道	十分の六
十	削除	
十一	し尿処理施設又はごみ処理施設	十分の五
十二	老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
十三	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）	防衛大臣が定める額
十四	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第十一号に規定する港湾施設用地	十分の七・五
十五	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	三分の二
十六	その他防衛大臣が指定する施設	十分の七・五

（特定防衛施設として指定することができる防衛施設）

第十三条 法第九条第一項第四号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- 一 大規模な弾薬庫
- 二 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十三條に規定する札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場をいう。第十五条第五号イにおいて同じ。）
- 三 飛行場その他大規模な防衛施設であつて、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの（法第九条第一項第一号に掲げるものを除く。）
- 四 防衛施設（法第九条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及び前三号に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合（当該防衛施設が二以上の市町村にわたつて所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの

（特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業）

第十四条 法第九条第二項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）とする。

- 一 交通施設及び通信施設
- 二 スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- 三 環境衛生施設
- 四 教育文化施設
- 五 医療施設
- 六 社会福祉施設
- 七 消防に関する施設
- 八 産業の振興に寄与する施設

2 法第九条第二項の政令で定める事業は、次に掲げる事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。）とする。

- 一 防災に関する事業
- 二 住民の生活の安全に関する事業
- 三 通信に関する事業
- 四 教育、スポーツ及び文化に関する事業
- 五 医療に関する事業
- 六 福祉に関する事業
- 七 環境衛生に関する事業
- 八 産業の振興に寄与する事業
- 九 交通に関する事業
- 十 良好な景観の形成に関する事業
- 十一 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの  
（特定防衛施設周辺整備調整交付金の額）

第十五条 法第九条第二項の規定により特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。

- 一 法第九条第一項の規定により指定された特定防衛施設（以下「特定防衛施設」という。）の交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）の四月一日現在における面積
- 二 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の四月一日現在における面積（当該特定防衛施設の周辺の区域に法第五条第一項に規定する第二種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積）が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合
- 三 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の五年前の日における人口との比率
- 四 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合
- 五 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様
  - ア 飛行場等（法第九条第一項第一号に掲げる防衛施設又は第十三条第三号に掲げる防衛施設をいう。）又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場 航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を三で除して得た回数
  - イ 砲撃が実施される演習場又は試験場 交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の砲撃の総日数を三で除して得た日数並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間に当該演習場又は試験場を使用した自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の構成員の総人数を三で除して得た人数
  - ウ 港湾 自衛隊等が使用する係留施設が港湾法第二条第五項第三号に掲げる係留施設に占める割合並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間に係留施設を使



用した自衛隊等の艦船及び舟艇の総数を三で除して得た数

六 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他の工作物及び特定防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の様相の変更

(損失補償の対象となる事業)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める事業は、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項に規定する内航運送をする事業で、総トン数四十トン未満の船舶により行うものとする。

(損失の原因となる自衛隊の行為)

第十七条 法第十三条第一項第一号及び第二号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあつては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛大臣が定める区域内において行われる場合に限る。

第十八条 法第十三条第一項第三号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

(告示の方式)

第十九条 第五条、第十四条第二項第十一号及び第十七条ただし書の規定による防衛大臣の定め並びに法第四条、法第五条第一項、法第六条第一項及び法第九条第一項並びに第十二条の規定による防衛大臣の指定は、官報で告示する。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

以下、附則省略

## (6) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律

発令　　：昭和32年5月16日法律第104号

最終改正：平成17年3月25日号外法律第5号

〔市町村助成交付金の交付〕

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区に存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第一項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

〔政令への委任〕

- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の市町村助成交付金から適用する。

以下、附則省略

## (7) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令

発令 　　：昭和32年11月18日政令第321号

最終改正：平成26年7月24日政令第263号

(法第一項の固定資産)

第一条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第一項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第十号）第二条の規定によつてアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
  - 二 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しよ舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
  - 三 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の十一に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。
- 3 第一項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和二十三年政令第百四十六号）第二十条の規定により、国有財産法第三十二条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

(市町村助成交付金の交付)

第二条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の三月三十一日現在において前条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方法)

第三条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 市町村助成交付金の総額の十分の七に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額

二 市町村助成交付金の総額の十分の三に相当する額（次項の規定によつて控除した額があるときは、当該控除した額を当該十分の三に相当する額に加算した額）を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額

- 2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が五億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第一号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が五億円をこえる額に十分の一を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の十分の七に相当する額をこえる場合にあつては、当該十分の七に相当する額）を控除した額とする。

（廃置分合又は境界変更があつた場合の措置）

第四条 当該年の三月三十一日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、第二条の規定にかかわらず、同条の市町村の地域のうち第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が当該年の三月三十一日現在において所在した地域が当該廃置分合又は境界変更後属することとなつた市町村（以下「新市町村」という。）が同日現在において存在したものと、当該土地、建物又は工作物が同日現在において当該新市町村の区域内に所在したものとみなして、前条の規定によつて算定した額を当該新市町村に対して交付する。

- 2 前項の場合において、当該年の四月一日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける新市町村に係る前条第二項の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総務省令で定める。

（土地、建物又は工作物の価格）

第五条 第三条第一項の場合において、第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の三月三十一日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格）とする。

（土地、建物又は工作物の価格の報告等）

第六条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の八月三十一日までに、当該都道府県の区域内の市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物に係る前条の価格の合算額を総務大臣に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事が前項の規定による報告のため、国有財産法第五条から第六条まで及び第八条第二項の規定によつて当該土地、建物又は工作物を管理する同法第四条第二項の各省各庁の長（同法第九条第一項の規定によつて各省各庁の長がその所管に属する国有財産に関する事務を部局等の長に分掌させている場合にあつては、当該部局等の長とする。以下「各省各庁の長等」という。）に対し、国有財産台帳を閲覧し、若しくは記録することを請求し、又は前条の規定による国有財産台帳に登録すべき価格の通報を求めた場合においては、各省各庁の長等は、国有財産台帳を都道府県知事若しくはその指定する職員に閲覧させ、若しくは記録させ、又は当該登録すべき価格の通報をするものとする。

(市町村助成交付金の額等の通知)

第七条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の十月三十一日までに、当該年度分として交付すべき市町村助成交付金の額及びその算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額その他必要な事項を都道府県知事を經由して市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の算定に違法又は錯誤があつた場合の措置)

第八条 市町村長は、前条の通知を受けた場合において当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、当該通知を受けた日から起算して三十日以内に、都道府県知事を經由して総務大臣に対し、文書で当該通知に係る市町村助成交付金の額の修正を求めることができる。

2 総務大臣は、前条の通知をした後に当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について錯誤があることを発見したとき、又は前項の求めがあつた場合においてすでに通知した市町村助成交付金の額を修正する必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る市町村助成交付金の額に増額し、又はこれから減額すべき額を、次条の規定によつて市町村助成交付金を交付する時まで、都道府県知事を經由して関係市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の交付時期)

第九条 市町村助成交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の十二月三十一日までに交付する。

(市町村助成交付金の使途の制限等の禁止)

第十条 国は、市町村助成交付金の交付に当つては、その使途について条件をつけ、又は制限してはならない。

(都の特例)

第十一条 第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が都の特別区の存する区域に所在する場合においては、この政令中市町村及び市町村長に関する規定は、都及び都知事に関する規定とみなして、都及び都知事に適用する。この場合において、第三条第二項中「地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条」とあるのは「地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条及び第二十一条第一項」と、「同法第十一条」とあるのは「同法第十一条及び第二十一条第一項」とする。

(総務省令への委任)

第十二条 この政令に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付手続その他市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(事務の区分)

第十三条 第六条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の市町村助成交付金から適用する。

以下、附則省略

## (8) 施設等所在市町村調整交付金交付要綱

(昭和45年11月6日自治省告示第224号)

最終改正 平成23年10月28日総務省告示第459号

(趣旨)

第1条 施設等所在市町村調整交付金(以下「調整交付金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下本条において「地位協定」という。)第2条第1項の施設及び区域をいう。

(2) 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第3条第1項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

(調整交付金の交付)

第3条 総務大臣は、施設等が所在する市町村(以下「施設等所在市町村」という。)に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

(調整交付金の交付額の算定方法)

第4条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

(1) 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の3月31日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額

(2) 調整交付金の総額の3分の1に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

(調整交付金の額の通知)

第5条 総務大臣は、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

(調整交付金の交付時期)

第6条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付するものとする。

(調整交付金の使途)

第7条 調整交付金の交付にあたっては、その使途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

(都の特例)

第8条 施設等が都の特別区の存する区域に所在する場合においては、この要綱中市町村に関する規定は都に関する規定とみなして都に適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和45年10月31日から施行する。

以下、附則省略

## (9) 日米合同委員会

### 1. 法的根拠

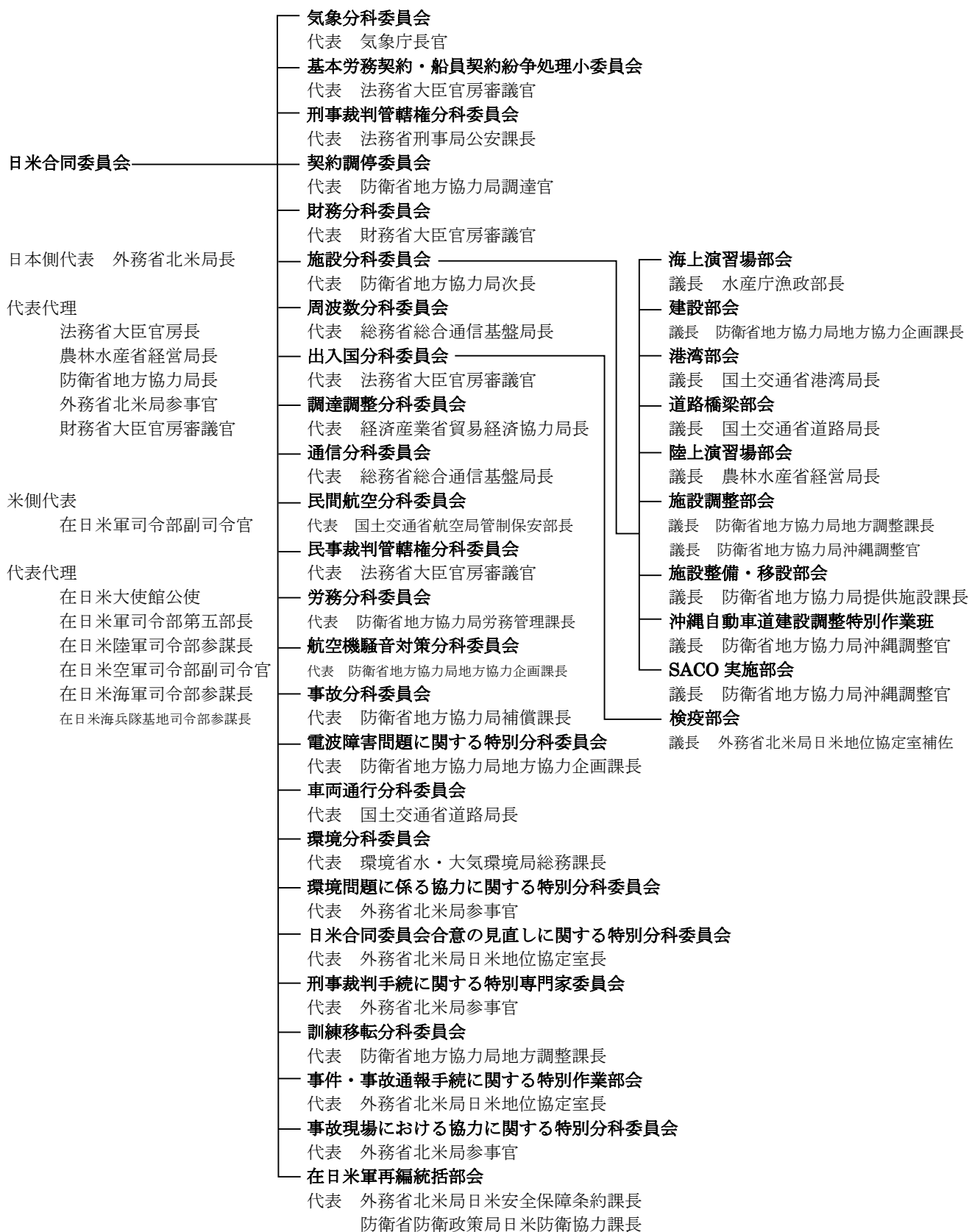
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約  
(昭和35年6月23日 条約第6号)  
第6条 (合衆国軍隊に対する施設及び区域の使用)



日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約  
第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍  
隊の地位に関する協定  
(昭和35年6月23日 条約第7号)  
第25条 (合同委員会の設置)

2. 日米合同委員会組織図（平成24年2月現在）

※以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。



(外務省ホームページより)



### 3. そ の 他

- (1) 日米合同委員会は隔週毎に開かれている。
- (2) 航空機騒音対策分科委員会は必要に応じ開催される。

## (10) 横田飛行場における航空機騒音の軽減措置（抄）

2. 分科委員会は、横田飛行場における騒音問題について、長期にわたり慎重な検討を実施した。

この検討に当って分科委員会は、ジェット航空機の騒音を次の二種類に分類して考察した。

(1) 地上におけるジェット・エンジンの試運転および調整作業に伴い発生する騒音。

(2) 飛行活動に伴い発生する騒音

最近のジェット航空機が飛行する場合は、必然的に相当の騒音を発生するが、この騒音は、通常は一時的な現象である。また、飛行活動に伴う騒音の量と強度は、その飛行方法および飛行速度により左右されるものである。さらに飛行活動に伴う騒音による影響は、その飛行時刻にも関連がある。即ち、昼間においては不快に感じられない程度の騒音であっても、夜間においては堪えられないような場合もありうる。この騒音は、飛行に伴い必然的に発生し、避けることのできないものであるが、騒音による不快感の程度については、飛行活動に或種の規制を加えることにより、これを軽減することができる。その方法としては、飛行時間の制限、飛行方法の規制および所定の飛行規則の遵守により規制することである。しかしながら、戦術的能力を麻痺させ、飛行の安全を脅かすような一方的規制措置を行なわないよう留意する必要がある。

横田飛行場周辺地域の住民に苦痛を与えている騒音の最大の原因としては、地上におけるエンジンの試運転および調整作業であると判断された。当該地域については、適切な地上騒音の規制措置を講ずることにより、最も効果的な成果が得られるものである。地上におけるエンジンの試運転および調整作業に伴い発生する騒音は、消音装置の設置および使用により、不快に感じられない程度にまで軽減されるものと思われる。

3. 分科委員会は、前記の事情を勘案して、横田飛行場における航空機騒音の軽減に関する左記の規制措置につき同意した。また分科委員会は、次に掲げる規制措置が実施されることにより、横田飛行場における航空機騒音についての正当な苦情は著しく減少し、または除去されるであろうことを全員で確認した。

(1) 消音装置の設置および使用

横田飛行場に、効果的消音装置をできるだけ速かに設置し、ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業に当り、これを使用すること。

(2) ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業時間の規制

ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての作業は、効果的消音装置が使用されるまでの間は、緊急の場合または運用上やむを得ない場合を除き、左記の時間には実施しないこと。

ア ジェット・エンジンの試運転場における作業の制限時間

(ア) J-57型エンジンおよびより高出力のエンジン…17:00～07:00

(イ) その他のエンジン…18:00～07:00

(ウ) 土曜日および日曜日には、ジェット・エンジンの試運転場におけるすべての試運転作業は実施しない。

イ ジェット・エンジン調整場における作業の制限時間

すべてのエンジン…18:00～07:00

(3) 列線におけるジェット・エンジン整備出力の規制

列線におけるジェット機の整備出力は、日没後においては、エンジン出力の60パーセント以内で実施すること。

(4) 夜間飛行訓練の規制

夜間飛行訓練は、使命の達成および乗員の技能保持に必要とする最小限に制限し、かつ司令官は夜間飛行訓練をできるだけ早い時刻に終了するよう最善の努力を払うこと。

(5) アフター・バーナー使用の規制

アフター・バーナー装備のジェット機が、アフター・バーナーを使用して離陸する際は、できるだけ速かに急上昇を行ない、使命達成のため必要とする場合、または運用上やむを得ない場合を除き、安全高度と安全速度に達した後、速かにアフター・バーナーの使用を中止すること。

(6) 飛行方法の規制

ア 離着陸および計器進入の場合を除き、横田飛行場隣接地域の上空における最低飛行高度は、ジェット機については平均海面上2,000フィートとし、ターボ・プロップ機および在来機については平均海面上1,500フィートとすること。

イ 横田飛行場周辺地域の上空におけるすべてのジェット機の速力は、1マッハ未満に制限すること。

(7) 場周径路等の検討

ア 在日米空軍は、人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、ターボ・プロップ機および在来機のより適切な場周径路、発進径路および進入径路の設定について、引き続き検討を加えること。

イ 在日米空軍は、人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機のより適切な発進径路および進入径路の設定について、引き続き検討を加えること。

(8) 統計資料の提供

在日米軍は、日本政府（防衛施設庁）の要請に基づき、毎年、横田飛行場における航空機離着陸平均回数（四半期単位）を示す統計資料を提供すること。

4. 分科委員会は、横田飛行場において、飛行活動に対する騒音規制措置が、次の通り、すでに実施されていることを確認した。

(1) 人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機および在来機の場周径路、発進径路および進入径路を変更したこと。

(2) 人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けて、ヘリコプター機の発進径路及び進入径路を設定したこと。

(3) 管制搭員は、操縦士に所定の場周径路の飛行および騒音抑制処置を確実に遵守させるため、横田飛行場周辺地域の上空を飛行する航空機を常時監視し、管制すること。

(4) 操縦士および整備員に対し、横田における騒音問題の重要性につき十分教育するとともに、各飛行に当っては、騒音抑制上遵守しなければならない事項を指示すること。

(5) 日曜日の飛行訓練を最小限に制限すること。

(6) 低空において高騒音を発する飛行を禁止すること。

(7) 横田飛行場周辺地域の上空における曲技飛行を禁止すること。

(8) 横田飛行場司令官およびその幕僚は、騒音問題およびその対策を常時留意検討するとともに、住民の理解を深め、日米双方の協力を推進するため、政府の地方機関および地方公共団体の代表者と密接な連絡をとること。

5. 勧告 日米合同委員会が本報告を承認することを勧告する。

(注) 本措置は、昭和39年4月17日日米合同委員会で承認された。

## (11) 横田飛行場の騒音規制措置に関する日米合同委員会の合意

平成5年11月18日

外 務 省  
防 衛 施 設 庁

本日、日米合同委員会は、1964年（昭和39年）4月17日の第81回日米合同委員会において承認された、「横田飛行場における騒音軽減に係る航空機騒音対策分科委員会の検討報告」を一部改正する合意に達したことを発表した。改正内容は、次のとおりである。

「22時から6時までの間の時間における飛行及び地上における活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊要と認められるものに制限される。夜間飛行訓練は、在日米軍の任務の達成及び乗組員の練度維持のために必要とされる最小限に制限し、司令官は、夜間飛行活動をできるだけ早く完了するようすべての努力を払う。」

本件改正は、航空機騒音対策分科委員会が、1993年（平成5年）10月25日及び11月26日に、横田飛行場における騒音規制措置について再検討を行ったことを受けて、同分科委員会より合同委員会に対して勧告されたものである。

これは在日米軍施設・区域周辺の住民の懸念に答えるために、日米両国が常々、いかに真剣に検討を行っているかを示す一例である。その他の例としては、米海軍によるNLPのかなりの部分が本年4月に日本政府により提供された硫黄島の施設を使用して実施されていることや、米軍機のエンジンテストが提供施設整備予算で建設された「ハッシュハウス（消音装置）」内において行われていること等があげられる。更に、米国は、自主的に取っている諸措置の一環として、高性能航空機（ジェット戦闘機）のアフター・バーナーの使用を減らし、可能な限り人口のなるべく少ない地域の上空を飛行するよう軍用機に指示しており、また、日曜日、日本の祝日並びにその他何かの特別な日について、運用上の要請上必要でない場合には、訓練飛行を最小限にとどめるようにしている。両国政府は、安保条約に基づく米国のコミットメントを果たすことを可能ならしめるために、米軍が活動し訓練を行うことが必要であることを確認するとともに、在日米軍の活動の周辺住民に与える影響を軽減するために出来得る限りの努力を続けることを約した。

## (12) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

発令 ；平成19年5月30日号外法律第67号

最終改正：平成27年6月24日号外法律第46号

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置（第四条—第六条）
- 第三章 再編関連振興特別地域に係る措置
  - 第一節 再編関連振興特別地域の指定（第七条）
  - 第二節 再編関連振興特別地域整備計画（第八条・第九条）
  - 第三節 事業の実施等（第十条—第十三条）
  - 第四節 駐留軍等再編関連振興会議（第十四条・第十五条）
- 第四章 株式会社国際協力銀行の業務の特例（第十六条—第二十四条）
- 第五章 駐留軍等労働者に係る措置（第二十五条）
- 第六章 雑則（第二十六条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- 二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- 三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。）第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設

(これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。)をいう。

(基本理念等)

第三条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

## 第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定防衛施設の指定)

第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であつて、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村の指定)

第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村(政令で定める範囲内のものに限る。)について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業(公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをいう。次条において同じ。)を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(再編交付金)

第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗(ちよく)状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

## 第三章 再編関連振興特別地域に係る措置

### 第一節 再編関連振興特別地域の指定

第七条 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。）からなる地域であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

- 一 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。
  - 二 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。
- 2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
  - 3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。
  - 4 前三項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

#### 第二節 再編関連振興特別地域整備計画

（再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更）

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定があったときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。
- 4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

（再編関連振興特別地域整備計画の内容等）

第九条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項
  - 二 基幹的な交通施設の整備に関する事項
  - 三 産業の振興に関する事項
  - 四 生活環境の整備に関する事項
  - 五 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等（日米地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。）が所在する場合には、その利用の促進に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項
- 2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

#### 第三節 事業の実施等

（事業の実施）

第十条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該



事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十一条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあつては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。これに基づく命令を含む。）の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあつては、その定めるところによる。

2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前二項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(地方債についての配慮)

第十二条 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をすものとする。

(財政上及び金融上の措置)

第十三条 国は、前二条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第四節 駐留軍等再編関連振興会議

(駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等)

第十四条 防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 再編関連振興特別地域に関し、第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三 前二号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。

3 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

(会議の組織等)

第十五条 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。

- 2 議長は、防衛大臣をもって充てる。
- 3 議長は、会議の議事を整理する。
- 4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 総務大臣
  - 二 外務大臣
  - 三 財務大臣
  - 四 文部科学大臣
  - 五 厚生労働大臣
  - 六 農林水産大臣
  - 七 経済産業大臣
  - 八 国土交通大臣
  - 九 環境大臣
  - 十 内閣官房長官
  - 十一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 5 会議は、前条第二項第二号に規定する事項については、再編関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣である議員の賛成がなければ、議決することができない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 株式会社国際協力銀行の業務の特例

##### （株式会社国際協力銀行の業務の特例）

第十六条 株式会社国際協力銀行は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第一条、第十一条及び第十二条の規定にかかわらず、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）を行うことができる。

- 一 駐留軍移転促進事業（駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。）の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。
- 二 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
- 三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。
- 四 第一号及び第二号の業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

##### （株式会社国際協力銀行による貸付け及び出資の制限）

第十七条 株式会社国際協力銀行は、前条第一号の資金の貸付けに係る業務であって無利子のものについては、第二十一条第一項の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行ってはならない。

- 2 株式会社国際協力銀行は、前条第二号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして、株式会社国際協力銀行法第四条第一項の規定による出資があった金額、同法附則第四十六条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下この項において「旧公庫法」という。）第四条第一項の規定による出資があった金額及び旧公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国

際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第五条第二項の規定による出資があった金額の合計額に相当する金額を超えて、これを行ってはならない。

（予算の区分）

第十八条 株式会社国際協力銀行法第十六条第一項の規定による予算は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次条各号に掲げる業務ごとに区分しなければならない。

2 前項の規定は、株式会社国際協力銀行法第二十一条第一項の規定による補正予算及び同法第二十二条第一項の規定による暫定予算について準用する。

（区分経理）

第十八条の二 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行う場合には、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 株式会社国際協力銀行法第十一条各号に掲げる業務

二 駐留軍再編促進金融業務

（資本金等の整理）

第十八条の三 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行う場合には、次に掲げる資本金若しくは準備金又は資金については、前条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

一 株式会社国際協力銀行法第四条第一項の規定による政府の出資により増加する資本金又は準備金

二 株式会社国際協力銀行法第三十三条の規定により資金の借入れ若しくは社債の発行をして調達し、又は第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の規定により資金の借入れをして調達し、若しくは第二十一条第二項の規定により交付を受けた資金

（区分経理に係る会社法の準用等）

第十八条の四 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、第十八条の二の規定により株式会社国際協力銀行が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社の剰余金の額」とあるのは「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法第三十一条第一項の規定による準備金の

積立て及び第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十一条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、第十八条の二の規定により株式会社国際協力銀行が区分して行う経理について準用する。この場合において、会社法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 株式会社国際協力銀行が第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの株式会社国際協力銀行の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の株式会社国際協力銀行の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、株式会社国際協力銀行が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの株式会社国際協力銀行の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の株式会社国際協力銀行の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（借入金等の限度額）

第十九条 駐留軍再編促進金融勘定（第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

- 2 第十六条の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額並びに借入金の限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

（社債の発行の制限）

第二十条 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには、社債を発行してはならない。

（政府からの資金の貸付け等）

第二十一条 政府は、予算の範囲内において、株式会社国際協力銀行に対し、株式会社国際協力銀行法第四条第一項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

- 2 政府は、予算の範囲内において、株式会社国際協力銀行に対し、駐留軍再編促進金融業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（株式会社国際協力銀行法の適用等）

第二十二條 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社国際協力銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十一条第八号</p>	<p>行う業務</p>	<p>行う業務（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」）</p>
----------------	-------------	---

		という。)第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務(以下単に「駐留軍再編促進金融業務」という。)を除く。)
第二十条第三項、第二十四条第二項及び第二十五条第二項	会計検査院	会計検査院及び防衛大臣
第二十一条第二項	及び前二条	、第十九条及び駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条
第二十二条第二項	第二十条	駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十条
第二十七条第一項	毎事業年度	駐留軍再編特別措置法第十八条第一項の規定による予算の区分に従い、毎事業年度
第三十一条第一項	毎事業年度	駐留軍再編特別措置法第十八条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度
第三十一条第二項	毎事業年度	前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度
	前項	同項
第三十一条第四項	処分	処分及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分
第三十三条第一項	業務	業務(駐留軍再編促進金融業務を含む。)
	貸付け	貸付け(駐留軍再編特別措置法第二十一条第一項の規定によるものを含む。)
第三十七条	この法律に	駐留軍再編特別措置法並びにこれらに
第三十八条第一項	財務大臣	財務大臣(駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定(駐留軍再編特別措置法第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣)
	この法律	この法律又は駐留軍再編特別措置法
第三十八条第二項及び第三十九条第一項	財務大臣	財務大臣(駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣)
	この法律	この法律又は駐留軍再編特別措置法
第四十条第一項及び第二項	財務大臣	財務大臣(駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣)

第四十五条	第三十九条第一項	第三十九条第一項（駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）
	同項	第三十九条第一項
第四十六条第三号	第十一条に規定する業務以外	第十一条及び駐留軍再編特別措置法第十六条に規定する業務以外
第四十六条第六号	第三十八条第二項	第三十八条第二項（駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	財務大臣	財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）
附則第五十二条	会社の業務	会社の業務（駐留軍再編促進金融業務を除く。）

2 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社国際協力銀行法第四十一条第三項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。

3 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社国際協力銀行法第十六条第一項の規定による予算の提出、同法第二十一条第一項の規定による補正予算の提出、同法第二十二条第一項の規定による暫定予算の提出、同法第二十六条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第二十七条第一項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨を防衛大臣に通知しなければならない。

（駐留軍再編促進金融勘定の廃止）

第二十三条 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 株式会社国際協力銀行は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時における駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額により、それぞれ資本金及び準備金を減少するものとする。

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定は、適用しない。

（罰則）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした株式会社国際協力銀行の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第二項の規定に違反して出資をしたとき。

二 第十九条第一項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。

三 第二十条の規定に違反して社債を発行したとき。

## 第五章 駐留軍等労働者に係る措置

第二十五条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

## 第六章 雑則

（省令への委任）

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法〔平成一九年五月法律第五七号〕の施行の日〔平成一九年五月二五日〕のいずれか遅い日から施行する。

〔平成一九年八月政令二六七号により、平成一九・八・二九から施行〕

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日（以下この項において「再編実施基準日」という。）から前項に規定する日までの期間が五年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第六条の規定は、再編実施基準日から起算して五年を経過する日又は平成三十四年三月三十一日のいずれか早い日（次項において「交付終了日」という。）までの間、なおその効力を有する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、再編交付金に基づく事業で、第一項に規定する日（前項に規定する場合にあっては、交付終了日。以下この項において同じ。）後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第六条の規定は、第一項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 第一項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第十一条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 5 第一項の規定にかかわらず、第四章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。

以下、附則省略

### (13) 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）

平成 18 年 5 月 1 日

ライス国務長官  
ラムズフェルド国防長官  
麻生外務大臣  
額賀防衛庁長官

#### 概観

2005 年 10 月 29 日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を 2006 年 3 月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

#### 再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005 年 10 月 29 日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

#### 実施に関する主な詳細

##### 1. 沖縄における再編

###### (a) 普天間飛行場代替施設

- ・日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される 2 本の滑走路はそれぞれ 1600 メートルの長さを有し、2 つの 100 メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて 1800 メートルとなる。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- ・合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- ・普天間飛行場代替施設の建設は、2014 年までの完成が目標とされる。
- ・普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- ・普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- ・民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- ・普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
- ・米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

###### (b) 兵力削減とグアムへの移転



- ・約 8000 名の第 3 海兵機動展開部隊の要員と、その家族約 9000 名は、部隊の一体性を維持するような形で 2014 年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第 3 海兵機動展開部隊の指揮部隊、第 3 海兵師団司令部、第 3 海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第 1 海兵航空団司令部及び第 12 海兵連隊司令部を含む。
- ・対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- ・沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
- ・第 3 海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額 102.7 億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28 億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9 億ドル（2008 米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008 米会計年度の価格で算定して、財政支出 31.8 億ドルと道路のための約 10 億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- ・普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第 3 海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- ・双方は、2007 年 3 月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の 6 つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
  - キャンプ桑江：全面返還。
  - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
  - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
  - 牧港補給地区：全面返還。
  - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
  - 陸軍貯油施設第 1 桑江タンク・ファーム：全面返還。
- ・返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- ・SACO 最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACO による移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- ・キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006 年から可能となる。
- ・航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- ・全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- ・特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第 3 海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。

- ・沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

## 2. 米陸軍司令部能力の改善

- ・キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008 米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012 年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
- ・在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- ・この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
  - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約 15 ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約 2 ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
  - 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約 35 ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。
  - キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1 ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

## 3. 横田飛行場及び空域

- ・航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010 年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
- ・横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
- ・軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
  - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを 2006 年度に立ち上げる。
  - 横田空域の一部について、2008 年 9 月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006 年 10 月までに特定される。
  - 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を 2006 年度に作成する。
  - 日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は 2009 年度に完了する。
- ・日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から 12 か月以内に終了する。

- この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。
- 両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

#### 4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- ・ 第 5 空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C 及び C-2 航空機から構成され、(1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014 年までに完了する。
- ・ 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊 EP-3、OP-3、UP-3 飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- ・ KC-130 飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130 航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- ・ 海兵隊 CH-53D ヘリは、第 3 海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- ・ 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- ・ 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を 2009 年 7 月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- ・ 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

#### 5. ミサイル防衛

- ・ 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- ・ 新たな米軍の X バンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる 2006 年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
- ・ 米国政府は、X バンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。
- ・ 米軍のパトリオット PAC-3 能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

#### 6. 訓練移転

- ・ 双方は、2007 年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006 年度における補足的な計画が作成され得る。
- ・ 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の 3 つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- ・ 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

- ・ 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- ・ 一般に、共同訓練は、1 回につき 1～5 機の航空機が 1～7 日間参加するものから始め、いずれ、6～12 機の航空機が 8～14 日間参加するものへと発展させる。
- ・ 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び 1 回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- ・ 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。